

令和4年度 防府市危険空き家解体費補助金 の募集について

防府市では、倒壊または建築材の落下のおそれのある危険な空き家の解体を促進し、地域の生活環境の保全および安全で安心なまちづくりの推進を図るため、市内にある危険空き家の解体を行う所有者等に対し、解体費用の一部を補助します。



【募集期間】

令和4年6月1日（水）～令和4年6月30日（木）

【補助件数】

15件程度

※募集期間中に申請のあったものの内、市職員が現地で行う不良度測定の結果、評点100点以上（周囲への危険性のあるもの）で、評点が高いものから決定します。
【同点の場合は受付順とします。】

問合せ先

防府市 土木都市建設部 都市計画課 空き家対策室
防府市駅南町 13-40 山口県防府総合庁舎別棟 TEL0835-25-2238

補助の対象となる危険空き家

以下の全てに該当する空き家

- ・ 主として居住の用に供する建築物であって、概ね1年以上居住その他の使用がないもの（併用住宅の場合は、居住部分の床面積が延べ床面積の2分の1以上）
- ・ 木造または軽量鉄骨造のもの
- ・ 市で行う不良度測定の結果、評点が100点以上で、周囲への危険性があるもの
- ・ 個人が所有するもの
- ・ 空家等対策の推進に関する特別措置法第14条第3項の規定に基づく命令を受けていないもの
- ・ 公共事業の補償の対象となっていないもの
- ・ 補助金の交付を受ける目的で故意に損壊されたものでないもの

補助対象者

以下のいずれかに該当する方

- ・ 危険空き家の所有者または相続人、あるいは相続財産管理人、不在者財産管理人、成年後見人等で危険空き家を処分する権限を有するもの
- ・ 危険空き家が所在する土地の所有者または相続人、あるいは相続財産管理人、不在者財産管理人、成年後見人等（いずれも危険空き家の所有者または相続人から解体の同意を得たものに限る）

以下の全てに該当する方

- ・ 防府市税の滞納がない方
- ・ 暴力団関係者でない方

補助対象事業

危険空き家を解体し、所在地を更地（危険空き家以外の建築物、工作物、立木および動産等の全てを除却）にする、市内の解体業者に依頼して行う工事で、令和5年2月28日（火）までに補助対象事業の完了報告ができるもの

補助対象経費

補助対象工事に要する費用（危険空き家以外の建築物の除却に要するもの、樹木、塀等の撤去・処分に要するものおよび家財道具、車両等の移転または処分に係るものを除く）

補助金の額

補助対象経費（消費税等は除く）または危険空き家の延べ面積に当該年度の不良住宅等除却費を乗じて得た額のいずれか少ない額の2分の1以内（**上限50万円**）

注意事項

- ・ 補助金の交付決定前に契約または着手された事業は補助の対象になりません。
- ・ 申請者1人に対し、同年度中に補助の対象となる危険空き家は1戸のみです。
- ・ 他の補助金等の交付の対象となる事業は、補助の対象になりません。

各申請に必要な書類

① 交付申請

- 補助金交付申請書【第1号様式】
- 事業実施計画書【第2号様式】
- 位置図、現況写真
- 固定資産税・都市計画税納税通知書または登記全部事項証明書の写し
- 危険空き家の所有者等であることが確認できる書類
- 解体業者の見積書（内訳の記載されたもの）の写し
- 解体業者の建築工事業、土木工事業若しくは解体工事業の許可書又は解体工事業の登録通知書の写し
- 防府市税の滞納がないことを証する書類

② 完了報告

補助対象事業が完了した日から20日以内に完了報告書を市に提出してください。（最終提出期限は令和5年2月28日（火））

- 完了報告書【第8号様式】
- 解体工事の工事請負契約書の写しまたは請書の写し
- 補助対象事業に係る解体業者の請負代金請求書または領収書の写し
（請求書の写しの場合は、支払終了後10日以内に領収書の写しを市に提出すること）
- 補助対象事業の完了を確認できる写真

③ 変更申請

交付決定を受けた補助対象工事の内容などを変更しようとするときは、市への事前相談が必要です。

- 補助金変更申請書【第6号様式】
- 交付申請時に添付した書類のうち、変更に関係する書類

※①～③について、上記のほかにも補助要件等の確認のために追加書類の提出をお願いする場合があります。

④ 請求書

完了報告後、市が指定する期日までに提出してください。

- 請求書【第11号様式】

その他(関係書類の整備等)

補助対象事業の実施及び経費の収支に関する書類を翌年度の初日から起算して5年間保管してください。

交付申請から補助金交付までの流れ

